

徳島県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、那賀・海部川森林計画区に係る地域森林計画を次のとおりたてたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

令和六年一月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部スマート林業課及び徳島県南部総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）